

事 務 連 絡

2021年5月21日

関 係 各 位

一般社団法人室苜植物検疫協会

米国・カナダによるアジア型マイマイガ  
(AGM) 飛翔期間の見直しについて

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。毎度格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、農林水産省消費・安全局植物防疫課より下記情報を得ましたのでお知らせ致します。

敬具

記

米国がアジア型マイマイガ (AGM) 飛翔期間について、見直しを実施する旨、WTO/SPS 通報を実施しました。内容につきましては次ページの表をご確認ください。2022年5月からの適用予定で2021年シーズンは現行通りです。また、カナダも同調する予定とのことです。

以上

AGM 規制地域	飛翔期間（現行）	飛翔期間（見直し案）
北海道、青森、岩手、宮城、福島、秋田、山形	7月1日～9月30日	6月15日～10月15日
新潟、富山、石川	6月25日～9月15日	6月1日～9月30日
福井、茨城、千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、三重	6月20日～8月20日	
和歌山、大阪、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、香川、徳島、愛媛、高知、福岡、大分、佐賀、長崎、宮崎、熊本、鹿児島	6月1日～8月10日	5月15日～8月31日
沖縄	5月25日～6月30日	変更なし
ロシア極東	7月1日～9月30日	6月15日～10月15日
中国（北緯31.15度以北）	6月1日～9月30日	変更なし
韓国全域	6月1日～9月30日	変更なし

「秋田及び山形」を「新潟、富山、石川」から「北海道、青森、岩手、宮城及び福島」の規制地域に異動

※ 米国及びカナダは AGM 飛翔期間中に船舶が最後に寄港した AGM 規制地域の港又は AGM 規制国に入港する前までに寄港したいずれかの港において、AGM 不在証明書を取得することを要求しています。